

消費者教育に関する わかりやすい標語募集

◎消費者教育とは

子どもから大人まで市民の皆さまに対して、消費生活に関する教育及び啓発を行い、消費者の自立を支援するための活動です。

消費者教育を広く知ってもらい、理解してもらえるよう、わかりやすい標語を創り広報を行い、幅広い啓発活動をめざします。



消費者トラブルを
相談窓口に伝えよう

人や社会・環境に配慮した
消費行動をしよう
(エシカル消費)

契約内容を
確認しよう

自立した消費者

- テーマ
- ・ 令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたこと
 - ・ 高齢の方の消費者トラブル防止
 - ・ 社会的な課題の解決に取り組む事業者を応援する「エシカル消費」の啓発 など
- エシカル消費の例●
- 食品ロス、フェアトレード、地産地消、再生可能エネルギー など

○標語の条件 20字まで（漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット混在可）

○募集対象 市内在住の人、市内に通勤・通学している人 ※一人1作品まで

○期間 令和5年1月16日（月）～令和5年2月15日（水）（必着）

○応募方法

- ・ しまね電子申請サービス （応募専用2次元コード→）

・ FAX 0852-55-5544

・ 郵送 〒690-8540 松江市末次町86番地
消費・生活相談室

○特典

最優秀賞：QUOカード 5,000円
優秀賞：QUOカード 3,000円
入選：QUOカード 2,000円

○発表 受賞作品は、市ホームページで発表します。

最優秀賞作品は、
「第2次松江市消費者教育推進計画
（R5～9年度）」の表紙に掲載予定です。



○問い合わせ先 松江市 市民生活相談課 消費・生活相談室
TEL 0852-55-5644

※イメージです。

消費者教育に関するわかりやすい標語 応募用紙

氏名 氏 _____ 名 _____

氏名（カナ）氏 _____ 名 _____

年齢 _____ 歳

住所 〒 _____

電話番号 _____

標語

（20字まで、漢字・ひらがな・アルファベット混在可）

問い合わせ・応募先
市民生活相談課 消費・生活相談室
〒690-8540松江市末次町86番地
TEL55-5644
FAX55-5544